

# 飼養管理基準について

令和3年6月1日から施行される「第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」（飼養管理基準に関する省令）について、新しい規定が設けられました。

## （主な内容）

### 1. ケージ等の基準

【飼養施設、設備の大きさや構造】（R3.6.1時点の既存事業者はR4.6.1から適用）

①運動スペース分離型（以下「分離型」）又は②運動スペース一体型（以下「一体型」）のどちらかを満たすことが必要です。

※傷病動物を飼養保管する場合又は動物を一時的に保管する場合等の特別な事情がある場合を除く。

a. 分離型：【寝床や休息場所のケージ】 + 【運動スペース】の両方が必要

【寝床や休息場所のケージ】

基準となるケージの大きさ

	床面積		高さ
犬	長辺が体長の2倍以上	短辺が体長の1.5倍以上	体高の2倍以上
猫			体高の3倍以上
	1つ以上の棚、2段以上の構造		

※複数飼養する場合：各個体の広さの合計面積と、最も体高が高い個体の上記高さ。

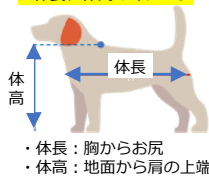
【運動スペース】：b. 一体型のケージと同等以上の面積が必要

- ・1日3時間以上運動スペースで運動させる
- ・常に運動に利用可能な状態で維持管理する

分離型の床面積イメージ（体長30cmの場合）



※体長、体高のイメージ



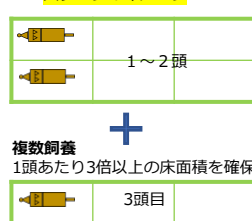
b. 一体型：【寝床や休息場所】と【運動スペース】が一体型のケージ等

基準となるケージの大きさ

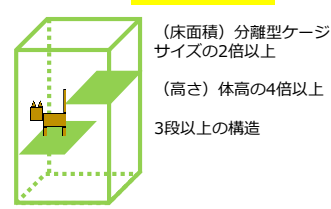
	床面積	高さ
犬	分離型のケージサイズの6倍以上	体高の2倍以上
猫	分離型のケージサイズの2倍以上	体高の4倍以上
		2つ以上の棚、3段以上の構造

- ・犬を複数飼養する場合：（床面積）分離型の広さの3倍×頭数
- ・猫を複数飼養する場合：（床面積）分離型の広さ×頭数
- ・繁殖時：親子あたり上記の1頭分の面積（繁殖時は親子以外の個体の同居は不可）

犬ケージのイメージ



猫ケージのイメージ



【ケージ等及び訓練場の構造等の基準】

金網の床材使用の禁止（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く）  
ケージ等及び訓練場に錆、割れ、破れ等の破損がないこと

### 2. 従業員の員数

【従業員1人当たりが飼養保管する犬・猫の頭数の上限】（R3.6.1時点の既存事業者は段階適用）

犬：1人当たり20頭（うち繁殖犬15頭）が上限

猫：1人当たり30頭（うち繁殖猫25頭）が上限（犬猫両方を使用する場合は別表を参照）

※「親と同居している子犬・子猫」と「繁殖に使用することをやめた犬猫」は頭数に含めません。

※既存事業者は段階的に適用し、第一種動物取扱業は令和6年6月1日、第二種動物取扱業は令和7年6月1日に完全施行します。

第1種動物取扱業				
施行日	犬	うち繁殖犬	猫	うち繁殖猫
R3.6	－（経過期間）	－（経過期間）	－（経過期間）	－（経過期間）
R4.6	30頭	（25頭）	40頭	（35頭）
R5.6	25頭	（20頭）	35頭	（30頭）
R6.6	20頭	（15頭）	30頭	（25頭）

第2種動物取扱業				
施行日	犬	うち繁殖犬	猫	うち繁殖猫
R3.6	－（経過期間）	－（経過期間）	－（経過期間）	－（経過期間）
R4.6	－（経過期間）	－（経過期間）	－（経過期間）	－（経過期間）
R5.6	30頭	（25頭）	40頭	（35頭）
R6.6	25頭	（20頭）	35頭	（30頭）
R7.6	20頭	（15頭）	30頭	（25頭）

### 3. 飼養環境の管理

- 飼養施設に温度計、湿度計を設置すること。
- 低温・高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないように管理すること。
- 臭気により使用環境、周辺環境を損なわないよう、清潔に保つこと。
- 自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化）に応じて光環境を管理すること。

### 4. 動物の疾病等に係る措置

#### 【1年以上飼養保管する犬猫について】

- 年1回以上獣医師による健診を受けること（診断書は5年間保管）。

### 5. 動物の展示又は輸送の方法

#### 【長時間連続して展示する場合（販売・展示）】

- 休息設備に自由に移動できる状態を確保すること。困難な場合は、展示時間が6時間を超えるごとに、途中で展示を行わない時間を設けること。

#### 【飼養施設に輸送された犬猫（販売・貸出・譲渡し）】

- 輸送後2日間以上その状態を目視観察すること（下痢、嘔吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る）。

### 6. 繁殖できる回数、繁殖の方法等（販売・貸出・展示）

#### 【令和3年6月1日から生涯出産回数の繁殖台帳への記入を義務化】

メスの交配年齢、出産回数に関わる規定は令和4年6月1日から適用

犬	生涯出産回数：6回まで 雌の交配年齢：6歳まで（満7歳未満） ※満7歳時点で出産が6回未満の場合、交配は7歳まで
猫	雌の交配年齢：6歳まで（満7歳未満） ※満7歳時点で出産が10回未満の場合、交配は7歳まで

#### 【繁殖する犬猫について（販売・貸出・展示）】

- 帝王切開は獣医師が行うこと（出生証明書と母体の健康に関する診断書の交付を受け、5年間保管）。
- 繁殖の適否に関する診断を受けること。

### 7. その他動物の管理に関する事項

- 犬猫を以下のいずれかの状態にしないこと。
  - ✓ 被毛に糞尿が固着した状態
  - ✓ 体表が毛玉で覆われた状態
  - ✓ 爪が異常に伸びている状態
  - ✓ 健康及び安全が損なわれるおそれがある状態
- 清潔な給水を常時確保すること。
- 散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬猫との触れ合いを毎日行うこと。

(動物の飼養または保管に従事する従業員の員数)

事業者が犬・猫の両方を飼養保管する場合の、1人当たりの飼養する頭数の上限

(第一種：R4.6～R5.5月) (第二種：R5.6～R6.5月) 1人当たりの上限の組み合わせ (犬のみ30頭、猫のみ40頭)			
犬の頭数		猫の頭数	
	うち 繁殖犬		うち 繁殖猫
1	1	39	34
		38	33
2	2	37	32
3	3	36	31
4		35	30
5	4	34	29
6	5	33	28
7	6	32	27
		31	26
8	7	30	25
9	8	29	24
10		28	23
11	9	27	22
12	10	26	21
13	11	25	20
		24	19
14	12	23	18
15	13	22	17
16		21	16
17	14	20	15
18	15	19	14
19	16	18	13
		17	12
20	17	16	11
21	18	15	10
22		14	9
23	19	13	8
24	20	12	7
		11	6
25	21	10	5
		9	4
26	22	8	3
27	23	7	2
28		6	1
29	24	5	1

(第一種：R5.6～R6.5月) (第二種：R6.6～R7.5月) 1人当たりの上限の組み合わせ (犬のみ25頭、猫のみ35頭)			
犬の頭数		猫の頭数	
	うち 繁殖犬		うち 繁殖猫
1	1	34	29
		33	28
2	2	32	27
3	3	31	26
4		30	25
5	4	29	24
6	5	28	23
		27	22
7	6	26	21
8	7	25	20
9		24	19
10	8	23	18
11	9	22	17
		21	16
12	10	20	15
13	11	19	14
14		18	13
15	12	17	12
16	13	16	11
		15	10
17	14	14	9
18	15	13	8
19		12	7
20	16	11	6
		10	5
21	17	9	4
		8	3
22	18	7	2
23	19	6	1
24		5	1

完全施行後 1人当たりの上限の組み合わせ (犬のみ20頭、猫のみ25頭)			
犬の頭数		猫の頭数	
	うち 繁殖犬		うち 繁殖猫
1	1	29	24
		28	23
2	2	27	22
3		26	21
4	3	25	20
5	4	24	19
		23	18
6	5	22	17
7		21	16
8	6	20	15
9	7	19	14
		18	13
10	8	17	12
11		16	11
12	9	15	10
		14	9
13	10	13	8
14	11	12	7
15		11	6
16	12	10	5
		9	4
17	13	8	3
		7	2
18	14	6	1
19		5	1

※犬又は猫の頭数の組み合わせが複数ある場合は、数の大きい方が上限です。

※表の読み方：(左表の場合) 犬と猫を両方飼養する場合に、犬25頭を扱う場合は、そのうち繁殖用の犬は21頭まで、猫は7頭まで、そのうち繁殖用の猫は6頭まで扱えます。